

農林水産商工常任委員会資料

(平成29年9月15日)

項目	ページ
1 地域未来投資促進法に基づく「鳥取県地域未来投資促進基本計画」の同意協議について 【立地戦略課】	1
2 鳥取県中部地震に係る県内事業者への支援状況等について 【企業支援課】	2
3 第3回東方経済フォーラム関連行事への参加結果について 【通商物流課】	3
4 経済団体への障がい者雇用推進の要請について 【就業支援課】	4
5 鳥取県の雇用情勢と学生の県内就職促進の取組について 【就業支援課】	5
6 中央大学・明治大学との就職支援に関する連携協定の締結について 【就業支援課】	6

商工労働部



地域未来投資促進法に基づく「鳥取県地域未来投資促進基本計画」の同意協議について

平成29年9月15日

立地戦略課

企業立地促進法が改正され、事業者等の地域経済を牽引する取組を促進する地域未来投資促進法*が平成29年7月31日に施行されました。 ※地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

鳥取県においても、同法に基づき「鳥取県地域未来投資促進基本計画」を作成し、国の初回公募に対し、平成29年8月28日付けで同意協議を行っています。

今後は、国の同意を経て、同基本計画に基づき、事業者が作成する事業計画（地域経済牽引事業計画）を順次承認し、地域経済牽引事業を促進していきます。

1 鳥取県地域未来投資促進基本計画の概要

- (1) 計画期間 国同意の日（平成29年9月下旬予定）～平成33年度末
- (2) 対象区域 鳥取県全域
- (3) 成果目標 付加価値創出額：150億円、牽引計画承認件数：30件等
- (4) 対象分野（地域の特性と活用戦略）

本県の産業集積（電子デバイス関連産業、素形材関連産業等）、特産品・観光資源・自然環境、地域固有の技術（染色体工学技術、海洋由来の機能性素材技術等）等の特性を生かす「成長ものづくり分野」、「農林水産関連分野（地域商社）」、「観光分野」、「環境・エネルギー分野」、「ヘルスケア・教育サービス分野」の取組を対象分野（「鳥取県経済再生成長戦略」を踏まえ幅広い分野を設定）とする。

2 地域未来投資促進法の概要

県と市町村が共同で作成し国の同意を得た基本計画に基づき、事業者が作成する地域経済牽引事業を県が承認する。承認事業者には、税制優遇等の支援措置が講じられる。

(1) 地域未来投資促進法の目的等（法改正のポイント）

企業立地等による産業集積の形成を通じた地域経済の活性化を目的とする企業立地促進法から、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し地域経済に高い波及効果をもたらす地域経済牽引事業を通じた地域経済の活性化を目的とするものとなり、従来の製造業を中心とした業種を対象としたものから、サービス業を含む幅広い業種を対象に、成長分野（航空機、医療機器、新素材、第4次産業革命、農業、観光、環境等）における地域の事業者への波及効果の高い取組を支援する制度へと改正された。

(2) 主な支援措置

○地域未来投資促進税制

地域経済牽引計画に基づき取得される設備等について、法人税に係る特別償却（機械設備等40%、建物20%）又は税額控除（機械設備等4%、建物2%）を講じる。

○地方税の不均一課税又は免除に伴う減収補てん措置

地域経済牽引計画に基づき取得される土地、建物及びその附属設備、構築物にかかる地方税（不動産取得税、固定資産税）を免除等した場合に、その減収分を地方交付税により補てんする。

※同制度に基づく不動産取得税の課税免除等の実施にあたっては「特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例」の改正（不動産取得税の課税免除（土地3%・建物4%→0%）を9月議会で提案中

(注) 地域未来投資促進税制及び地方税の免除等の優遇措置の適用にあたっては、国が設置する有識者や専門家等で構成される評価委員会において先進性等の確認を受けることが必要とされている。

○規制の特例措置等

地域経済牽引事業に係る土地利用について、工場立地法における緑地面積率の特例（緩和）、優良農地の確保を前提とした農地法及び農業振興法に関する特例（農用地区域からの除外、農地転用許可の特例）、市街化調整区域における開発許可への配慮等を実施する。

3 主なスケジュール

- | | |
|------------|---------------------------------|
| 平成29年7月31日 | 地域未来投資促進法施行（5月26日企業立地促進法改正法案成立） |
| 同 8月10日 | 基本計画の募集（8月31日締め切り） |
| 同 8月28日 | 同意協議書提出 |
| 同 9月下旬頃 | 基本計画同意（予定） →地域経済牽引事業承認 |

(参考) 企業立地促進法に基づく「鳥取県地域産業活性化基本計画」の取組実績

平成19年度～平成23年度、平成24年度～平成28年度を計画期間として基本計画を作成し、集積目標業種の誘致及び県内企業の新増設の推進に取り組んだ結果、これまでに企業立地計画：54計画、事業高度化計画：12計画を承認し、事業者の設備投資を支援した。

鳥取県中部地震に係る県内事業者への支援状況等について

平成29年9月15日
企業支援課

県内事業者の鳥取県中部地震からの早期復旧を図るため、商工団体、金融機関等との連携のもと「震災対策企業支援ネットワーク」を立ち上げ、経営課題に応じて具体的支援を講じる体制を構築し、無利息融資や県版経営革新補助金(復旧・復興型)などによる復旧復興支援に取り組んでいます。

1 各支援施策の活用状況について(平成29年8月31日現在)

(1) 災害等緊急対策資金「平成28年鳥取県中部地震対応枠」

中部地区での利用が件数ベースで約6割、金額ベースで約5割を占める。また、資金使途は運転資金の利用が件数・金額ともに約8割。業種別では件数で小売業、金額で卸売業が最も多い。

地区	東部	中部	西部	合計
実行済み件数	95件	362件	129件	586件
実行済み金額(千円)	2,574,504	6,860,090	4,575,800	14,010,394

◆災害等緊急対策資金「平成28年鳥取県中部地震対応枠」の概要(平成28年10月24日から受付)

対象者:施設・設備等の破損や売上減少などの被害を受けた中小企業者 融資利率:年1.43%
※5年間は無利子 限度額:2.8億円 資金使途:運転・設備・借換 期間:10年(据置3年)以内

(2) 鳥取県版経営革新総合支援補助金(復旧・復興型)

中部地区所在の事業者が約9割を占める。交付決定額は1件当たり約130万円で、主に製造業の建物・設備の修繕に活用されている状況である。

地区	鳥取	倉吉	湯梨浜	三朝	北栄	琴浦	大山・江府	米子	合計
件数	31件	293件	36件	34件	45件	23件	6件	5件	473件
金額(千円)	41,874	385,151	45,518	45,316	52,356	31,596	5,261	4,626	611,698

◆鳥取県版経営革新総合支援補助金(復旧・復興型)の概要

対象者:県内に事業所を有し、被災した施設設備を現状回復のために新設・改修・整備を実施する事業者
実施期間:12カ月以内(平成28年10月21日以降に事業を実施するもの)
補助額:上限2,000千円 補助率:事業費の2/3 対象経費:施設及び設備の修繕・買替・整備

県版経営革新補助金について、復旧に係る建設業者やメーカーの対応の遅れ等により12か月以内に復旧が完了しないとの声があることから、期間延長(平成31年3月まで)を行うこととし、8月31日付けで要綱改正を行った。

◇実施期間:(改正前)12カ月以内(平成28年10月21日以降に事業を実施するもの)
⇒(改正後)平成31年3月(平成30年度末)まで(やむを得ない理由によるもの)

2 震災復旧を契機とした復興の取組例

県版経営革新を活用した取組

- 被災した宿泊棟に外国人観光客向けやペット同伴可能な客室を設けて、多様な顧客の獲得を目指す。(県版経営革新(復旧・復興型);旅館業)
- 顧客ニーズの変化を捉え、従前のセット販売に加え、新たに個々のパーツを組み合わせできるサブオーダーメイド販売に挑戦。(県版経営革新(スタート型);小売業)
- 被災した加工用設備を復旧させるとともに、震災後の部品加工の新たな受注増の動きを踏まえ、生産性向上につながる設備投資を実施。(県版経営革新(生産性向上型);製造業)

金融機関や商工団体の独自の取組(平成28・29年度実施)

- 地元金融機関が中心となり、「地方銀行フードセレクション」(東京)に「復興支援ブース」を設けるなど、ビジネスマッチングや商談会に「震災復興枠」を設け、被災企業等の新規販路開拓を強力にサポート。
- 中部商工会産業支援センター・倉吉商工会議所が共催し、「とっとり中部発信プロジェクト」として、県内外(東京ほか)での商談会開催など、復興に向けた事業者の取組を支援。

第3回東方経済フォーラム関連行事への参加結果について

平成29年9月15日
通商物流課

本県とロシアとの経済交流の更なる発展に向けて、平井知事が、第3回東方経済フォーラム関連行事に参加し、日ロ首脳（級）等に対して環日本海定期貨客船の活用についてPRを行ったほか、友好交流地域（沿海地方及びハバロフスク地方）との面談、県内事業者のロシア廃棄物処理施設改善の協力に関する覚書署名式への立会い等を行いました。

1 第3回東方経済フォーラムの概要（9月5日～7日）

- (1) 開催場所 ロシア連邦ウラジオストク市（極東国立連邦大学キャンパス内）
- (2) 参加者 各国首脳 安倍内閣総理大臣、プーチン・ロシア連邦大統領、文在寅（ムンジェイン）大韓民国大統領、バトトルガ・モンゴル国大統領及び各国企業関係者3,000人以上。
- (3) 開催概要 フォーラム全体会合（首脳スピーチ）、テーマ別セッションなど、ロシア極東地域の発展について幅広い項目についてディカッションが行われた。

2 主な成果

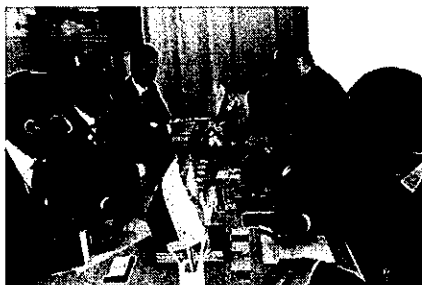
- (1) 平井知事が、安倍内閣総理大臣及びシュヴァロフ・イーゴリ・ロシア連邦第一副首相、ロシア経済団体代表のレピク・アレクセイ実業ロシア会長等に対して、面談やテーマ別セッションでのパネルディスカッションを通じて、環日本海定期貨客船をアピールし、同航路の活用に関し、極東地域という地方レベルの関係者だけに止まらず、国レベルの関係者への理解及び協力を得られた。
- (2) 友好交流地域である沿海地方及びハバロフスク地方の首長（級）と面談し、幅広い分野で堅調に交流が行われ、今後とも交流を発展していくことを確認した。なお、ウソリツェフ沿海地方第一副知事から、本県のビジネス及び交流の拠点として鳥取県ウラジオストクビジネスセンターが継続的に運営されていることや貨客船航路の継続運航が両地域間の交流の発展の基礎である旨述べられた。
- (3) 三光（株）（境港市）とウラジオストク市営廃棄物処理場「スペザポート№1」工場長との排煙機器及び小型焼却炉導入の協力に関する覚書署名がウラジオストク市庁舎で平井知事など関係者の立会いのもと実施され、極東地域と県内企業間の経済交流の具体的な成果に繋がった。
- (4) ウラジオストクで日本食レストラン炭火居酒屋「炎」の経営者（邦人企業）に対して、県産飲料品に加えて、本県産食材の更なる利活用をお願いし、新たなメニューに取り入れたい旨回答があった。
- (5) ロシアテレビ局特別番組での平井知事インタビューやフォーラム会場内における共同記者会見などを通じて、本県や本県のロシアとの取組等を発信した。またフォーラム会場内ではロシア連邦観光庁ブース内に鳥取県コーナー設置し、観光PRも行った。

3 今後の取組

- (1) 日露経済関係の高まりを取り込んでいくため、環日本海定期貨客船航路の利用促進に向けて、引き続き日露双方の国レベルの政治、行政及び経済関係者に働きかけを強めていく。
- (2) 鳥取県版「ロシア中小企業・人的交流分野における協力プラットフォーム」及び鳥取県ウラジオストクビジネスサポートセンターの機能、経済ミッション団の相互派遣及びフォーラム・見本市への参加を活用しながら、県内企業のロシアとの新規ビジネス創出に向けてサポートしていく。



シュヴァロフ・ロシア連邦第一副首相とテーマ別セッションに参加



レピク実業ロシア会長との面談



廃棄物処理関連の覚書署名式(9/6)

経済団体への障がい者雇用推進の要請について

平成29年9月15日
雇用人材局就業支援課

県では、4年間（平成27年度～30年度）で障がい者の雇用を1,000人以上拡大させるという目標を掲げて取組を行っています。この取組を一層推進するため、経済団体に対して鳥取労働局、県及び県教育委員会が合同で障がい者雇用推進の要請を行いました。

1 要請先及び要請者等（要請日：平成29年9月12日（火））

要 請 先	対 応 者
鳥取県商工会議所連合会	幹 事 長 大谷芳徳 氏
鳥取県商工会連合会	専務理事 米田裕子 氏
一般社団法人鳥取県経営者協会	会 長 宮崎正彦 氏
鳥取県中小企業団体中央会	専務理事 田栗正之 氏



（鳥取県経営者協会への要請）

〔要請者〕

平井 伸治 鳥取県知事（鳥取県経営者協会のみ）
内田 敏之 鳥取労働局長
山本 仁志 鳥取県教育委員会教育長（鳥取県商工会議所連合会以外）
寺谷 英則 鳥取県教育委員会教育次長（鳥取県商工会議所連合会のみ）
三王寺由道 鳥取県商工労働部雇用人材局長

2 主な要請項目等

- 障害者法定雇用率の改正に伴う更なる障がい者雇用の促進
- 障がい者の離職防止・職場定着促進への更なる取組の促進（とっとり障がい者仕事サポーター ※）養成講座への参加、ジョブコーチの活用など） ※企業内で障がいを正しく理解し、日常的に障がい者を働く現場で支援する者

＜現状・背景＞

- 県内企業の障害者実雇用率は、平成28年度に2.11%となり過去最高を記録したが、約4割の企業が法定雇用率未達成。
- 平成30年4月に障害者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わり、民間企業の障害者法定雇用率が2.2%に改正（従前は2.0%）。
- 法定雇用率が2.2%になることで、一つの企業に求められる雇用障がい者数が多くなるだけでなく、これまで法定雇用率の対象外だった従業員45.5～49.5人の企業も対象となり、県内では約50社（鳥取労働局見込み）が新たに適用対象になる見込み。

3 経済団体の主な意見

（1）鳥取県商工会議所連合会

- ・県内企業にとって障がい者は貴重な労働力になっている。企業は働く障がい者のサポート体制を整える必要がある。
- ・精神障がい者の働く場を確保していかなければならないが、障がいについて必ずしも正しく理解されている訳ではないので、会員企業に理解促進の働きかけを行っていききたい。
- ・参加者が過去最高となった第34回アピリンピック鳥取大会に参加した障がい者の働く意欲は高く、健常者もその姿勢を見習わなくてはいけないと感じた。

（2）鳥取県商工会連合会

- ・当会の会員企業は従業員数50人未満がほとんどで、これまでは法定雇用率適用の対象外であったが、今回の改正で対象となる企業もあるので、雇用率改正の周知と併せて仕事サポーター養成講座などの研修参加も働きかけていく。

（3）一般社団法人鳥取県経営者協会

- ・障がい者雇用と職場定着の必要性を会員企業へ伝えていきたい。
- ・家族向けのセミナーを開催するなど、障がい者雇用について当事者の家族の理解も深めてほしい。

（4）鳥取県中小企業団体中央会

- ・今回の法改正で、新たに約50社が法定雇用率の対象となることから、会員企業へ周知していききたい。
- ・障がい者雇用助成制度の周知により、会員企業がスムーズに雇用体制を整えるよう推進していききたい。

4 障がい者雇用推進に向けた今後の取組

障害者法定雇用率の引き上げに向け、鳥取労働局等と連携して「障がい者就職面接会」や「障がい者企業見学交流会」、「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座（第2回）」の開催などにより、障がい者雇用を一層推進していく。

＜参考＞

（1）障害者法定雇用率の改正（概要）

事業主区分	現行		平成30年4月1日以降		平成33年4月1日までに	
	法定雇用率	対象企業（従業員数）	法定雇用率	対象企業（従業員数）	法定雇用率	対象企業（従業員数）
民間企業	2.0%	50人以上	2.2%	45.5人以上	2.3%	43.5人以上

（2）鳥取県内民間企業（50人以上規模）の障がい者雇用状況

年度	実雇用率	全国順位	法定雇用率	達成企業割合
H26	1.88%	22位	2.0%	50.6%
H27	1.99%	16位		54.8%
H28	2.11%	15位		59.1%

鳥取県の雇用情勢と学生の県内就職促進の取組について

平成29年9月15日
雇用人材局就業支援課

本県の雇用情勢は改善の一途でバブル期並みの状況に近づいてきていることから、県内就職促進の取組など、県内外の人材確保を強化していくこととしており、その概況について報告します。

1 鳥取県の雇用情勢について

- 平成29年7月の本県有効求人倍率（季節調整値）は、1.65倍で25年ぶりの高水準。
- 正社員有効求人倍率は1.02倍で、統計開始以降（平成16年11月～）1.0倍を超えたのは初めて。
- 完全失業率は平成22年以降減少傾向にあり、バブル期並みの状況に近づいている。

【有効求人倍率・正社員有効求人倍率、完全失業率】

区 分		H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	H28年	H29年7月
鳥取県	有効求人倍率	1.60	1.10	0.91	0.77	0.60	1.14	1.36	1.65
	正社員有効求人倍率	—	—	—	0.44	0.31	0.66	0.79	1.02
	完全失業率（%）	2.5	3.0	3.6	5.5	5.9	3.9	—	—
全国	有効求人倍率	1.40	0.63	0.59	0.95	0.52	1.20	1.36	1.52
	正社員有効求人倍率	—	—	—	0.58	0.31	0.75	0.86	0.98
	完全失業率（%）	3.0	4.3	4.7	6.0	6.4	4.2	(3.1)	(2.8)

（注1）有効求人倍率は季節調整値、正社員有効求人倍率は原数値。（各年平均、H29年のみ7月、職業安定業務統計）

（注2）完全失業率（完全失業者数/労働力人口）は国勢調査、H28年及びH29年7月の（ ）は労働力調査による。

【雇用のミスマッチの状況（H29年7月）】

〔人材が不足の主な職業〕接客・給仕、商品販売、飲食物調理、介護サービスなど

〔雇用の場が不足の職業〕一般事務員、その他の運搬・清掃・包装業、機械組立業など

2 学生の県内就職促進の取組について

「就職フェア（8月）」は、参加企業数は年々増加傾向にある一方で、就職活動の早期化に伴い来場者数は減少傾向にある。また、「インターンシップ」は、参加企業数及び参加学生共に増加傾向にある。

（1）とっとり就職フェア（8月）の実施状況

鳥取労働局、ふるさと鳥取県定住機構と連携し、学生帰省時にあわせて「とっとり就職フェア」を開催した。

○参加対象者（平成30年3月大学等卒業予定者、一般求職者、卒業後未就職者）

【とっとり就職フェア8月開催実績】

（企業：社、求職者：人）

実施年度	東部		中部		西部		合計	
	企業	来場者	企業	来場者	企業	来場者	企業	来場者
平成25年	56	198	35	45	90	175	181	418
26年	96	240	—	—	112	230	208	470
27年	101	168	70	71	103	137	274	376
28年	114	161	—	—	103	122	217	283
29年	108	108	38	28	108	86	254	222

※中部会場はH26、H28年度は開催なし

（2）とっとりインターンシップの実施状況

実施時期	参加学生	うち県外学生	参加企業
H29年度（夏季まで）	262名	73名	129社
H28年度（夏季まで）	135名	24名	103社
通年	248名	67名	135社

※H29年度の学生数は、H29.8末時点での実習先決定者。

3 今後の対応について

就職活動が早期化する中、学生が帰省する年末や春休みの就職フェアを強化するとともに、学生のニーズが高いインターンシップについて、学生にメリットのある「長期有償型インターンシップ」について検討していくこととしている。

中央大学・明治大学との就職支援に関する連携協定の締結について

平成 29 年 9 月 15 日
東 京 本 部
雇用人材局就業支援課

県出身学生等の I J U ターン就職を推し進めるとともに、鳥取県の次代を担う人材の育成及び確保を図るため、このたび、中央大学及び明治大学とそれぞれ就職支援協定を締結することになりましたので、報告します。(大学、県、(公財)ふるさと鳥取県定住機構による 3 者協定)

今後、この 2 大学とも連携しながら、鳥取県への就職に関する情報等の提供や U ターン就職を促進するためのイベント等の取組を進めていきます。

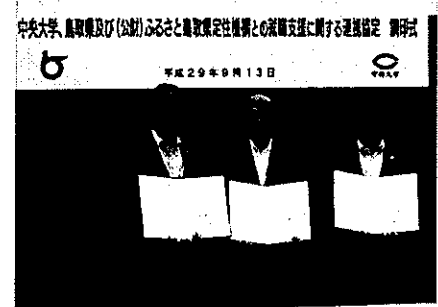
1 協定日

中央大学との就職支援協定

平成 29 年 9 月 13 日 (水) (知事公邸にて調印式を開催)

明治大学との就職支援協定

平成 29 年 10 月 18 日 (水) (明治大学にて調印式を開催予定)



中央大学との就職支援協定調印式

2 連携・協力事項

ア 学生や保護者に対する鳥取県内の企業情報、各種イベント等の周知

電子メール等による情報の配信、学内就職支援窓口への各種情報(パンフレット、チラシ類)の配架・掲示、学内掲示板への掲示(パンフレット、チラシ類)、保護者会・父母会において、鳥取県内への就職に関する説明、情報提供

イ 学内で行う合同企業説明会等の開催

学内 U・I ターン企業説明会、就職相談会に鳥取ブースを設置して参加

ウ 学生の I J U ターン就職に係る情報交換及び実績把握に関すること

県の就業支援課が実施する鳥取県出身学生を対象とした卒業人数、鳥取県内就職人数(U ターン)の調査への協力

エ その他学生の I J U ターン就職促進に関すること

就職支援イベントの共同実施(I J U ターン&就職相談会の開催 など)

3 協定の目的とねらい

首都圏では、大手企業などによる新卒求人が拡大している。こうした動きに対し、地方が若い人材を確保するためには、学生に対し、県内企業等の就職情報や地元で生活することの「良さ」などを周知することが重要である。

このたび、両大学と就職支援協定を締結することで、大学を通じて学生やその保護者に対し、県内就職に関する情報を提供できること、大学と連携したイベント等で直接学生に U ターン就職を働きかけられることは、県内就職を促進する上で大きな効果が期待できる。

4 中央大学、明治大学の概要

大学名	中央大学	明治大学
所在地	東京都八王子市東中野 7 4 2 - 1 (本部：多摩キャンパス)	東京都千代田区神田駿河台 1 - 1
学部	法学部、経済学部、商学部、理工学部、文学部、総合政策学部	法学部、商学部、政治経済学部、文学部、理工学部、農学部、経営学部、情報コミュニケーション学部、国際日本学部、総合数理学部
県出身学生数	1 年生 5 人、2 年生 9 人、3 年生 7 人、4 年生 7 人 計 28 人	1 年生 12 人、2 年生 7 人、3 年生 17 人、4 年生 17 人 計 53 人

5 本県と県外大学等との協定締結状況

区分	包括協定	就職支援協定
大学名 (締結時期)	<u>明治大学 (H21. 3)</u> 龍谷大学 (H22. 3) 京都女子大学 (H27. 6) 京都産業大学 (H28. 10)	神戸学院大学 (H26. 2) 立命館大学 (H26. 7) 武庫川女子大学・同短期大学部 (H26. 7) 関西大学 (H26. 11) 同志社大学 (H27. 7) 兵庫医療大学 (H27. 10) 美作大学・同短期大学部 (H28. 8) 神戸電子専門学校 (H28. 9) 神戸女子大学 (H29. 1) 神戸女子短期大学 (H29. 1) 近畿大学 (H29. 6) 大阪商科大学 (H29. 6)
	※首都圏で1校	※首都圏で0校

6 鳥取県出身学生の首都圏大学への進学状況(※学生数上位 10 校を抜粋)

(単位:名)

	大学名	H29	H28	H27	H26	合計
1	日本大学	22	16	26	26	90
2	明治大学	12	7	17	17	53
3	早稲田大学	15	11	10	10	46
4	東海大学	7	9	10	10	36
5	東京学芸大学	7	12	8	8	35
6	日本体育大学	5	9	9	9	32
7	東京大学	5	12	5	6	28
7	中央大学	5	9	7	7	28
7	創価大学	10	8	5	5	28
10	駒澤大学	4	5	9	9	27

※県教育委員会事務局高等学校課調べによる。(平成29年7月現在)

※「首都圏」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県を指す。(首都圏整備法における首都圏の定義を参照。)

